

# 入札説明書

兵庫県立大学マイクロバス（県大バス）運行業務

兵庫県公立大学法人

# 入札説明書

令和8年度兵庫県立大学マイクロバス（県大バス）運行業務に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称  
令和8年度兵庫県立大学マイクロバス（県大バス）運行業務
- (2) 仕様  
別添仕様書のとおり
- (3) 契約期間  
令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

## 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに県又は本法人の物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 県又は本法人の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当業務の入札の日において県又は本法人の指名停止基準に基づく指名停止を、受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 入札の参加申込

- (1) 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
兵庫県立大学ホームページ入札情報（<https://puc-hyogo.ac.jp/bid/>）に、令和8年2月3日（火）から同月13日（金）まで掲示する。
- (2) 提出書類  
ア 申込書  
イ 前記2（1）の事実を確認するため、県又は本法人が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを申込書に添付すること。
- (3) 提出場所及び問合せ先  
〒651-2197 神戸市西区学園西町8丁目2-1  
兵庫県公立大学法人兵庫県立大学事務局教育企画部教育企画課  
電話 (078)794-6647 FAX (078)794-5575  
e-mail [gakusei-seikatsu@ofc.u-hyogo.ac.jp](mailto:gakusei-seikatsu@ofc.u-hyogo.ac.jp)
- (4) 提出期間  
令和8年2月3日（火）午前9時から同月13日（金）午後5時必着  
提出方法 郵送又は電子メール（電子メールの必着時間は上記提出時間の受信時間とする。）
- (5) 一般競争入札参加資格の確認  
ア 一般競争入札参加資格の確認基準日は、前記(4)の最終日とする。  
イ 申込者の一般競争入札参加資格の有無については、提出のあった申込書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和8年2月18日（水）までに、申込者に文書（一般競争入札参加資格確

認通知書)で通知する。

ウ 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次のとおり電子メールにより書面(様式は任意)を提出し、契約担当者に対して説明を求めることができる。

(ア) 提出期間

一般競争入札参加資格確認通知書到達日から令和8年2月20日(金)午後5時まで  
(電子メールの必着時間は上記提出時間の受信時間とする。)

(イ) 提出場所 前記(3)に同じ。

(ウ) 回答

説明を求めた者に対して、令和8年2月25日(水)までに電子メールにより書面で回答する。

(6) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、一般競争入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差替え又は再提出は認めない。

#### 4 入札説明会の日時及び場所

実施しない。

#### 5 仕様書等に関する質問

(1) 入札説明書、仕様書等交付書類に関して疑問がある場合は、次により電子メール(様式任意)で質問すること。

ア 提出場所 前記3(3)に同じ

イ 提出期間 前期3(4)に同じ

(2) 質問に対する回答書は、令和8年2月20日(金)午後5時までに入札参加者に電子メールで通知する。

#### 6 入札・開札の日時及び場所

日 時 令和8年3月2日(月) 午後3時

場 所 兵庫県公立大学法人 法人本部棟2階中会議室

入札書は、入札・開札の日時に直接入札箱に投入すること。

#### 7 入札書の作成方法

(1) 入札書は、日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。

(2) 入札書は、所定の別紙様式によること。

(3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。

ア 業務名は、前記1(1)に示した件名とする。

イ 年月日は、入札書の提出日とする。

ウ 入札者の氏名及び押印は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とし、また、印章は県又は本法人に届出のものとする。

エ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出し、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の氏名及び押印があること。

オ 外国業者にあって押印の必要があるものについては、署名をもって代えることができる。

(4) 入札金額の内訳には、基本委託料と次に定める式により算出した時間外管理料、深夜時間管理料及び超過日数管理料を記載し、それぞれの金額を合計すること。

[時間外管理料、深夜時間管理料及び超過日数管理料の計算式]

入札単価×仕様書に示す時間外管理料の1年間の見込時間数

入札単価×仕様書に示す深夜時間管理料の1年間の見込時間数

入札単価×仕様書に示す超過日数管理料の1年間の見込日数

- (5) 入札金額は前記(4)で記載した合計額の金額（年額）を転記すること。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。
- (7) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (8) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え、又は撤回することはできない。
- (9) 本件の入札公告に示す入札手続き等を十分承知のうえ入札すること。

## 8 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年2月27日（金）正午までに納入しなければならない。ただし、次の場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に兵庫県公立大学法人理事長（以下「理事長」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき。保険期間は本件入札の参加申込後で、令和8年3月2日（月）以前の任意の日を開始日とし、令和8年3月9日（月）以降の任意の日を終了日とすること。入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札書記載金額に地方税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 過去2年間に、国（公社・公団を含む。以下同じ）、地方公共団体その他公共的団体（本法人を含む。以下同じ。）との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

なお、契約の相手方とならなかった場合、入札保証金は返金する。

### (2) 契約保証金

契約を締結しようとするときは契約金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、次の場合は、契約保証金の納入が免除される。

ア 保険会社との間に理事長を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

イ 過去2年間に、国、地方公共団体その他公共的団体との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められたとき。

## 9 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

## 10 無効とする入札

- (1) 前記2の入札参加資格のない者のした入札、入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記2に掲げる一般競争入札参加資格のない者のした入札は無効とする。

- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

### 1 1 落札者の決定方法

- (1) 前記 1 の業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、兵庫県公立大学法人契約事務規程（平成 25 年法人規程第 56 号）第 7 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。
- (3) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をし、再度の入札をしても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

### 1 2 入札に関する条件

- (1) 入札書は、所定の日時及び場所に持参すること。
- (2) 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）を求める場合、所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和 8 年 3 月 9 日（月））以降までであること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について 2 通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること。
- (7) 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- (8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (9) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
  - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - イ 初度の入札において、(1)から(8)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反し無効となった者以外の者

### 1 3 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札を執行できないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

### 1 4 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から 7 日以内に契約担当者に提出しなければならない。
- (2) (1)の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (3) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用は全て落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が県又は本法人の入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

### 1 5 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。  
なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

## 1.6 その他注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、本法人の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、「ア 暴力団又は暴力団員に該当しないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議を述べないこと」を旨とする誓約書の提出を求めることとする。
- (4) 入札に当たっては、兵庫県立大学情報セキュリティポリシー及び関連ガイドラインを熟知しておくこと。

## 1.7 契約事務担当部局

〒651-2197 兵庫県神戸市西区学園西町 8-2-1

兵庫県公立大学法人 兵庫県立大学事務局教育企画部教育企画課

（電話番号：078-794-6647）